

一般社団法人日本循環器学会 九州支部 若手活性化委員会内規

2018年6月30日制定

(設置)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会九州支部に若手活性化委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、研修医・医学生に対し循環器疾患に興味を持ってもらい、将来的には循環器系医師へ就くことへの促しを目指し、九州地方会における研修医教育セミナー開催の企画・立案・実施に当たることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 委員の年齢は30歳台～40歳台までの若手の医師とする。
3. 委員は、支部長が委嘱する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。
4. 副委員長は委員長の推薦により支部長が委嘱する。
5. 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員会への欠席が連続して4回となる、あるいは、研修医教育セミナー開催の企画に関しての協力が数年にわたり得られないなどの理由がある際は、次回からの委員への推薦を得られない場合がある。
6. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 委員会の審議事項で特例が発生するような場合は役員会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本委員会は第2条の目的を達成するために、九州地方会開催に向けて会を執り行うこととする。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携
- 2) 九州地方会において研修医教育セミナーの企画立案・実施
- 3) その他必要な業務

(計画・予算)

第7条 委員長は、地方会にて開催する研修医教育セミナーについて業務計画を立て、その遂行に必要な予算については企業との共催とし、企業にて負担が難しい場合は九州支部からの精算とする。地方会開催校の負担とはしない。

2. 地方会当日以外に実施された委員会開催についての旅費に関しては、他県からの移動であり且つ本人からの申告があった場合に限り支部から実費支給とする。
3. 研修医教育セミナーの招請者への待遇として、演者への謝金額は地方会運営要領（会計）の項に準ずるものとし、地方会後日、本人へ運営企画会社より振込対応する。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2018年6月30日より施行する。

九州支部事務局